

退職勧奨に関する要綱

昭和60年3月31日制定

平成25年6月1日一部改正

[総務部人事課]

(目的)

第1条 この要綱は、定年による退職と併せ個別的な退職の勧奨（以下「勧奨」という。）を行うことにより、より一層の職員の新陳代謝を計画的に推進し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的とする。

(勧奨)

第2条 年齢50年以上かつ勤続期間が20年以上の者で、その者の非違によることなく、引き続き勤務することが困難と認められる者（定年に達する者を除く。）に対し、市長は、勧奨を行うことができる。

2 前項の勧奨を受けようとする者は、勧奨を受けようとする年度の12月末日までに市長に退職勧奨申出書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、特別な事情により勧奨を行う必要があると認められる場合については、この限りでない。

(勧奨の特例対象者)

第3条 定年に達する者（勤続期間が20年未満の者又は定年に達した者を除く。）のうち、特別な事情により勧奨を行う必要があると認められるものについては、前条第1項の規定にかかわらず、勧奨を行うことができる。

(退職発令の時期)

第4条 勧奨に係る退職の発令の時期は、別表に定めるところによる。

(退職願の提出)

第5条 勧奨を受けた者は、退職願（第2号様式）を退職する日の1か月前までに任命権者へ提出しなければならない。ただし、第2条第2項ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年10月1日から平成23年3月31日までの間に退職の勧奨を受けて退職しようとする者に対する改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「6月1日から8月末日まで」とあるのは、「10月1日から12月末日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	退職発令の時期
第2条該当者	年齢50年に達した日に属する年度から年齢59年に達した日の属する年度までの退職日。ただし、市長が特にやむを得ないと認める者については、この限りでない。
第3条該当者	年齢60年に達した日の属する年度における退職日の前日までの日

備考 この表において、「退職日」とは、3月31日をいう。

退職勧奨申出書

年 月 日

郡山市長

所 属 _____

職・氏名 _____ ㊟

退職勧奨に関する要綱第2条第2項の規定に基づき下記のとおり申し出ます。

記

- 1 退職予定年月日 年 月 日
- 2 退職勧奨に関する要綱第2条第2項ただし書の規定により、特別な事情のため申出期間を過ぎて申し出る者は、退職事由を具体的に記入願います。

退 職 願 い

私こと、この際退職いたしますので、承認く
ださるようお願いいたします。

退職希望年月日 年 月 日

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

様